

団体分類

令和7年10月18日現在

	団体分類	団体分類番号	説明 1	説明 2		登録申請書等	オンライン申請可否	ID登録	説明等		
社会教育※を目的とした活動を行う団体 (法人格を有さない)	一般	11		0～18歳未満	無料	学習活動団体用	○	公・交セ	・子ども劇場は、各会の保護者による運営のため、登録可 ・公益社団法人ボーイスカウト、ガールスカウトは、設立目的から判断し、法人格を有するが、学習活動団体として登録可		
		12		18歳以上40代中心	無料					12と21では、21を優先。	
		13		50代～65歳未満	無料					13と22では、22を優先。	
	女性	21	女性のみの学習団体	18歳以上40代中心	無料	学習活動団体用	○	公・交セ	・登録申請書にチェック欄は設けず、構成員名簿からの判断によるもので可。		
		22		50代～	無料						
	高齢者	31	高齢者のみの学習団体 ※男女の別は問いませんが、概ね65歳以上の人のみで構成されている団体	65歳以上の男女	無料	学習活動団体用	○	公・交セ	女性のみであれば22。		
	その他	41	団体登録要件中「継続的」には該当しないかつ法人格を有さない5人以上の団体	(例)PTA、育成会等あて職や持ち回りによる構成者による団体等	無料	使用団体届	✕	公・交セ	例:(施設2桁)41(事業分類3桁)(ユニーク3桁) ※各施設において、採番の必要があると判断した団体に対して採番。オンライン申請はできない。		
	住民自治協議会	51	住民自治協議会・自主防災組織等 地区組織	(公民館)	減免 無料	使用団体届	✕	公・交セ	・申請期間の特例及び減免適用のため、書面による申請を継続。 ・住民自治協議会は、単一IDによる運用とする。 例:(施設2桁) 51 000 000 ※システムへの入力時は、使用申請>行事名欄に、使用する住自協内の組織名を入力することで、カレンダーの予約成立コマから1クリックで、どの組織による使用であるかがわかる。 ※地区により、住自協による使用頻度が異なるため、単一ID以外に、採番することは可能だが、IDにより集計が出力される事等も考慮し、各施設において適切に管理す		
(交流センター)				無料 有料 減免	(減免)○会議 ○物販を伴う使用だが、収益が公共性・公益性のある目的の事業に充当され、住自協の収益とならない場合 (無料)社会教育目的で、住民に広く呼びかけ開催する講演・研修会・イベント ただし、実費以外の参加費等の徴収や物販が伴う使用で、その収益が住自協に入る場合は不許可 (無料)会議・地域づくり活動 (有料・減免) 後日別途判断資料による						
行政機関	61	市所属課(使用承認願による申請)		無料	無料	(使用団体届)	✕	学びの課 (市所属課)	・使用承認申請があった課のみ採番		
			62	市関連団体	長野広域連合、(一財)ながのこども財団、市外郭団体					有料 無料	有料・無料の判断必要 市事業を行う場合は無料 市事業外での使用は有料(シルバー人材センターは、市外郭団体であるが、シルバー班会議等は市事業ではないため有料)
			63	国・県・他市町村等の行政機関	本市以外の公的機関					有料 無料	有料(市民向けに収益が発生しない事業を行う場合は無料)
その他	71	上記以外の団体による使用	使用の許可・不許可を判断	有料 無料	(使用許可の場合)有料・無料の判断必要	(使用団体届)	✕	公・交セ	先着申込用の単一ID (施設2桁)71 000 000 抽選申込用の複数ID (施設2桁)71 000 001～ ※抽選申込用のユニーク番号3桁は、001以降、適宜必要な数を採番しておく。 ※抽選申込をする紙申請に、抽選用のユニーク番号3桁を欄外に記入し、代行入力をする。 ※抽選公開後の使用申請の代行入力時は、抽選時に用いた番号を使用し、行事名欄に、団体名を入力する。		

※【社会教育】学校の教育課程として行われる教育活動をの除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む) 社会教育法第二条(社会教育の定義)